

戦国大名武田氏における暴力の規制について（7）

畠 山 亮

はじめに

第1章「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節 「甲州法度之次第」の位置

- (1) 制定時期と特徴
- (2) 制定の背景

第2節 「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

- (1) 第17条の条文構造
- (2) 実効性
- (3) 領主層の意識

第3節 「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

- (1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐる
- (2) 「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐる
- (3) 評価

第4節 小 括 (以上、第45巻第4号)

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開—信虎期

第1節 暴力規制の状況

- (1) 家督相続前後
- (2) 甲府移転前後
- (3) 甲斐統一から追放まで

第2節 論点の提示

- (1) 禁制（制札）
- (2) 権力の在り方

第3節 小 括 (以上、第47巻第4号)

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

第1節 「甲州法度之次第」以前の暴力規制の状況

- (1) 「甲州法度之次第」（26箇条本）制定まで
- (2) 「甲州法度之次第」（55箇条本）制定まで

- (3) 暴力規制と刑事訴訟 (以上、第48巻第4号)
- 第2節「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況
 - 第1項 川中島の戦いをめぐって
 - (1) 第三回合戦まで
 - (2) 第四回合戦をめぐって (以上、第49巻第4号)
 - 第2項 西上野侵攻をめぐって
 - (1) 西上野平定まで
 - (2) 北信濃侵攻とその後
 - 第3項 駿河侵攻をめぐって
 - (1) 駿河侵攻の流れと暴力規制
 - (2) 戦線の拡大に伴って (以上、第50巻第4号)
 - 第4項「西上作戦」をめぐって
- 第3節 小 括
- 第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期
 - 第1節 長篠の戦い以前の暴力規制の状況 (以上、第51巻第4号)
 - 第2節 長篠の戦い以後の暴力規制の状況
 - 第1項 戦後の立て直しをめぐって (以上、本号)
 - 第3節 武田氏滅亡に向けての暴力規制の状況
 - 第4節 小 括
- おわりに

第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期

第2節 長篠の戦い以後の暴力規制の状況

第1項 戦後の立て直しをめぐって

一 天正3(1575)年5月21日、武田軍は長篠の戦いに敗れる²⁰。周知の如くこれまでの武田家を支えた多くの重臣を含む多数の戦死者を出すに至ったこの敗戦は、先に触れた通り、武田領国の在り方を大きく変えることになる。まずは、戦後状況の展開とその対応も含めた戦後処理について概観しておこう²¹。

勝頼が6月2日に帰国する中、徳川軍の攻勢は続き、25日には三河武節城(豊田)が陥落、武田軍は三河の拠点を失う。7月には犬居谷方面で光

明城が自落、犬居城も落城し、勝頼はこれに合わせて遠江に出陣するが、8月24日には遠江の拠点たる諏訪原城が開城（牧之原城と改称される）され、また小山城にも侵攻が続き、後詰めて対抗するが、12月には二俣城も陥落し、遠江は大打撃を蒙る。そして代わりに十分な援軍がかなわなかった岩村城も、長きにわたる攻囲に耐えかね11月に失陥、東美濃も拠点を失うことになった。翌4年は4月16日に信玄の葬儀が行われたこともあり、前半は大きな動きはなかったが、8月から再び徳川軍が駿河へと侵攻、対抗して勝頼も駿河、次いで遠江と兵を動かした。

こうした中で勝頼は、戦死者への対応を中心とする人員再整備とそれに合わせた軍制改革に追われることになる。すなわち、山県昌景の戦死を受けて早急に穴山信君を江尻城代に任命したのを筆頭に各要所に主力武将を再配置し、また山家昌矩の跡を弟の左馬允に継がせるなど戦死者が出た家の跡式の補充に腐心する²²。また、軍役に係る定書・条目が天正5年にかけて多く出され、これが戦後の武田領国の在り方に根本的に関わる改革としてきわめて重要な意味を持つことになった²³が、ここではその中で天正4年9月6日付の軍役条目に注目したい。

〔史料61〕 武田勝頼判物写

（竜朱印）

○ 条目

- 一、如定法、自陣屋可着武具之事、
- 一、自今以後、為新軍法、敵程近陣取之砌、一手之内半分宛着武具、備堅固可被申付之事、
- 一、向後、一夜之陣不可作結構之事、
- 一、自今以後、於陣中振舞、一切禁法之事、
付、自分之定器之外、家具一切不可所持之事、

一、抛諸事陣屋廻尺木・夜番・篝火等、嚴重可被申付之事、

付、但尺木之事者、依地形之体、重而可加下知之事、

〔申脱力〕

一、小旗一本所持之人、螺壳宛令持参、番螺・暁之螺、堅可付之事、

付、合言嚴重請取、可被相触之事、

一、陣屋前後左右、不淨禁制之事、

一、於陣中或火事、或敵成夜懸時節者、一切不取合、其場自分之用心堅申付、可被守旗本之下知之事、

一、猥陣払禁制之事、

付、何時も陣場_ニ、自一手之内五騎・三騎宛殘置、大将陣之陣払見届、一同可放火之事、

一、陣寄之砌、小荷駄、武具相交儀、一切禁法之事、

付、人数相当小荷駄奉行、可申付之事、

一、喧嘩口論之砌、縦縁者・親類・入魂之間候共、不可助成之事、

一、如先法度、貴賤共三卷之合驗、可申付之事、

一、動之砌、及晩日勝納人数時節、先立又小者等、叨不可返陣屋之事、

以上

右如此、向後嚴密可被申付、若於疎略之人者、隨事之体、可有過怠者也、仍如件、

天正四年_{丙子}

九月六日

馬場民部少輔同心²⁴

この軍役条目は、前節で掲げた〔史料60〕天正3年5月6日付軍役条目と並べられるもので、第9条と第10条、第11条と第12条（太字）が、それぞれ入れ替わっている以外は、内容的にはほとんど変わらない。〔史料60〕が長篠包囲中で本格的な開戦を目にした戦陣というきわめて緊迫した状況下で出された軍役条目であるのに比べると、こちらはそこまでの状況ではないと言え²⁵、にもかかわらず、「喧嘩口論」について同様に「不

可助成」となっている点は更に注目に値する。

ここから第一に、その背景として、天正3年12月16日付 武田家朱印状写では、翌年に尾張・美濃・三河・遠江に出陣し「当家興亡之一戦」に臨むとして、既存の枠や形にとらわれない動員や割付、武器・武装の詳細な指定などを行っているが、これが決定的に武田領国全体に〈戦時〉を意識付ける結果をもたらしたことが想定される²⁶。これに先立って既に9月の小山城後詰めに当たり十二、三歳の少年や元僧侶をも動員したり、11月の岩村城救援に当たっては「土民百姓」も動員したりといった異常な状況が現出していた²⁷が、そのようにせざるを得なかった苦境を前提としつつ漸く〈戦時体制〉へと移行して行った武田領国全体の状況を読み取っておくことが重要と考える。第二に、かかる状況下にあっても「喧嘩」は即時に禁止されるのではなく、「合力禁止」という形の規制が取られている点が重要である。これについては、第一点と合わせて後述する。

二 軍制改革と並行して、内外に様々な政策が採られている。国内では、長篠の戦い後早々の徳川軍の侵攻により焼き尽くされ荒廃した駿府の復興を念頭に、天正3年10月1日には商人還住を促している。同16日には公用の伝馬手形は伝馬朱印二つとするという伝馬法度の改定が行われ、12月23日には獅子朱印の創設により広く物資調達の便が図られることとなった。また宗教関係でも、天正4年に始まる富士大宮遷宮や6年に始まる諏訪大社再興といった足掛け2年にわたる大事業をはじめとして、5年に起きた高野山の成慶院と引導院との間の宿坊相論など、様々な事態に細やかに対応している。

一方で、対外関係の再編も急がれることになる。早く天正3年以来の足利義昭による「甲相越三和」の要請は、10月には甲越同盟の成立に至る²⁸。その後も、毛利氏の下へ亡命していた義昭の仲介を経て天正4年9月に「甲芸同盟」が成立、同年末には北条氏政の妹との婚姻などによる「甲相同盟」の強化にも成功する。

この間の暴力規制については、やはり禁制の形で多く出されている。天正4年までを見ると、同年9月11日に「軍勢甲乙人」の「濫妨狼藉」を禁制する〈戦時型〉の定書²⁹が出されており、8月の家康の駿河出兵に対抗した駿河から遠江への出兵に伴うものと考えられる。他は甲斐・上野・駿河の寺院に対して「濫妨狼藉」や「殺生」を禁ずる〈平時型〉禁制が9通確認できる³⁰。

ここで留意すべきは、徳川軍との戦時的状況が続いているにもかかわらず、〈戦時型〉禁制が少なく、〈平時型〉禁制が多いことである。これらは、比較的安定した地域の寺院を対象としており、前年来、継続して出されている代替わりの禁制の流れに位置付けることもでき、このことは、先に触れた宗教関係の諸政策と合わせると、寺社への顧慮を重視する政策姿勢の表れとも評価できよう。

このうち、ここでは天正3年12月23日付 武田勝頼制札写を取り上げる。

〔史料62〕武田勝頼制札写

制札

- 一、寺中并山林違乱之事、
- 一、於寺中喧嘩狼藉之事、
- 一、山林放牛馬、叨剪取竹木等之事、

已上

右三ヶ条、永代不可有違犯者也、仍如件、

天正三年^{乙亥}

十二月廿三日 勝頼 判

逍遙院³¹

これまで禁制などで規制対象として頻出して来た「狼藉」は、はじめに述べたようにかなり幅が広く、漠然としたものであるが、ここに至って、禁制として初めて、より明確・直接に「喧嘩」を禁止するに至っているこ

とが注目される。しかも同日同所に対し、「喧嘩狼藉」文言を含まない制札も付与している³²ことから、かえてこの制札ではここに重点が置かれていることが分かり、尚更注目される。

なお、天正3年12月28日付 武田家高札³³によれば、西上野において「謀叛反逆并夜討強盗以下犯科人」の「言上」を促しており、内藤昌秀の戦死に伴う箕輪城代の不在期においてさしあたり従前と同様の治安維持政策の継続が確認できる³⁴。

三 天正5（1577）年になると、1月に、遠江の要たる高天神城の直轄化を行い、前年に移封した小笠原信興に代えて岡部元信を小山城から移し配置した。閏7月には遠江に出陣³⁵、9月22日に江尻着陣、田中城攻撃に備えるが、結局10月20日に撤兵する。翌6年3月9日に田中城が徳川方より攻撃されるが、10日には徳川軍は牧之原へ退いた。

この間にも暴力規制を含む禁制が多く出されているが、その全てが「濫妨狼藉」や「殺生」を禁ずる〈平時型〉禁制で12通確認できる³⁶。対象国は甲斐・信濃・上野・駿河・遠江である。甲斐・信濃の寺院については、前年までと同様に代替わりの禁制の流れと見ることもできるが、特に徳川軍との戦時的状況が緊迫化している駿河・遠江についてはどうだろうか。天正6年2月21日に、曾禰長成を通じて駿河を中心とする郷村に対し善悪改が申し付けられている³⁷ことから、この間、特に駿河の治安維持が重視されていることが分かる。かような中でも〈平時型〉禁制による規制が多いことは、各地域の状況を見定め、緊張度の低い地域に関しては戦争を直接の前提とすることなく安定的に保護下に置こうという意図の表れとまずは評価できる。

しかし他方で、寧ろ〈戦時体制〉ということを一般化することで、〈平時〉と〈戦時〉の相対化がなされつつある、と見ることもできるのではないだろうか。次の禁制に注目したい。

〔史料63〕某家禁制写

禁制 森市場

一、押買狼藉之事、

一、借錢・借米・郷質之事、

一、山中百姓出入、不可有相違事、

右条々、於違犯之輩者、可処嚴科者也、仍如件、

天正五_{丁丑}

極月廿七日³⁸

不確定な要素の多い史料だが、これが社寺ではなく森市場という市に出されたものだとすれば、「禁制」もかかる状況下で相対化され、社寺から市や町へという「場」の広がりをも想定することもできよう。

長篠の敗戦による主力武将たちの戦死に伴う圧倒的な人材不足と物理的な戦力不足、そして黒川金山をはじめとして金山が枯渇へ向かうなどの苦境、これに徳川軍の絶妙な攻勢とそれによる駿府壊滅などが相俟って、武田領国の勢力が着実に弱体化して行ったことは間違いない。しかし、敗戦のショックを引き摺りながら、その中でも勝頼は、ただ手を拱いて坐して死を待つのではなく、天正5年末に北条氏政妹との婚姻を纏めるなど外交面でのフォローを含め懸命の努力を続けており、かつてのイメージの如く、同敗戦以後、雪崩の如く亡国の一途を辿ったというようには到底言えないことは、近年の研究史からも明らかな通りである³⁹。このことを本稿に即して端的に言えば、領国全体が常に戦場にあるかのような〈戦時体制〉の現出という視点から説明することができ、暴力規制もまたそれに応じた形で〈相対化〉を伴って展開されていたと見るのが適当であると考ええる。

ここで注目したいのは、第1章第2節(1)で取り上げた事例〔史料3〕〔史料4〕が起きたのが、この時期(天正5年閏7月)の駿河だということである。このケースでは、「不慮之喧嘩」を起こした小山田大学助

同心の河野織部丞の処罰について、誓願寺という寺に入寺させ、暫く拘留してから「御訴訟」に及ぶ、という流れが見えた。喧嘩を起こした者が即時に「両成敗」とならず事情を勘案した上で処理するというこの事例が、この時期の駿河でのことであることは、非常に興味深い。すなわち、先に見た〔史料60〕〔史料61〕における「不可助成」という喧嘩規制や他の暴力規制と合わせると、かような〈戦時体制〉の下で暴力の規制は厳しく、しかしなおできる限り適切な形で行われていたと見ることができるのである。

（未完）

注

- 20 長篠の戦いをめぐる研究はきわめて多いが、近年特に盛んである。代表的なもののみを掲げると、前掲平山『長篠合戦と武田勝頼』、前掲柴「長篠合戦再考—その政治背景と展開—」、金子拓編『長篠合戦の史料学—いくさの記憶』（勉誠出版、2018年）、金子拓「長篠の戦いにおける武田氏の「大敗」と「長篠おくれ」の精神史」（黒嶋敏編『戦国合戦の〈大敗〉の歴史学』（山川出版社、2019年）所収）など。
- 21 特出するもの以外については、註1参照。
- 22 丸島和洋『戦国大名武田氏の家臣団—信玄・勝頼を支えた家臣たち』（教育評論社、2016年）、前掲平山『武田氏滅亡』、前掲金子「長篠の戦いにおける武田氏の「大敗」と「長篠おくれ」の精神史」など参照。
- 23 例えば、（天正3年カ）8月10日付 武田家朱印状では、遠江出陣に当たって各方面・武将等に細心の注意を払いながら動員や人員配置等について詳細な指示を行っている（武田神社所蔵文書（『戦国遺文—武田氏編—』第四巻）2514号、31頁）。なお本文書の年号は不明で、かつては元亀3（1572）年に比定されていたが、近年では天正3年が有力とされている。笹本前掲『武田勝頼』、鈴木将典「武田領国における民衆動員」（前掲同著『戦国大名武田氏の領国支配』所収）など参照。また4年5月には、纏まった形で諸将に対し出陣時の兵の数や武装などについて指示を行っている（同左2645号～2648号、同83～85頁）。なお、前掲丸島『武田勝頼—試される戦国大名の「器量」』、前掲金子「長篠の戦いにおける武田氏の「大敗」と「長篠おくれ」の精神史」など参照。
- 24 中牧家文書（同上2719号、114頁）。
- 25 この頃、勝頼が遠江に出兵しているのに対し、馬場民部は馬場信春の跡を継いで牧之島城代となり加津野昌春（真田信伊）の補佐を得て飛騨・北陸方

- 面を担当することになっていたと考えられている（前掲丸島『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』241頁以下参照）。
- 26 「続錦雑誌」七（『戦国遺文 武田氏編 第四巻』2555号、45頁）、「秋田藩家蔵古文書」（同2556号、46頁）。柴裕之「武田勝頼の駿河・遠江支配」（前掲『武田勝頼のすべて』所収）、前掲丸島『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』、前掲金子「長篠の戦いにおける武田氏の「大敗」と「長篠おくれ」の精神史」など参照。
- 27 『三河物語』『信長公記』などに見える。なお、註23所掲文献など参照。
- 28 新文書の発見に伴う年号比定の修正などについては、前掲丸島『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』、前掲平山『武田氏滅亡』などに詳しい。
- 29 天正4年9月11日付 武田家禁制（平田寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第四巻』2720号、115頁））。
- 30 天正3年12月23日付 武田勝頼制札写（逍遙院所蔵木札（同上2565号、51頁））、天正4年4月3日付 武田勝頼禁制（法泉寺文書（同2623号、73頁））、同武田勝頼禁制写（「甲斐国寺記」（同2624号、同左））、同年4月5日付 武田家禁制（長年寺文書（同2631号、76頁））、同年4月12日付 武田家朱印状（妙蓮寺文書（同2636号、78頁））、同年6月21日付 武田勝頼禁制（大泉寺文書（同2677号、95頁））、同年8月2日付 武田勝頼禁制（広厳院文書（同2698号、106頁））、同年8月13日付 跡部勝資証文（妙蓮寺文書（同2704号、108頁））、同年12月25日付 武田家禁制（竜安寺旧蔵文書（同2755号、126頁））。
- 31 逍遙院所蔵木札（同上2565号、51頁）。
- 32 天正3年12月23日付 武田勝頼制札（逍遙院文書（同上2564号、50頁））。
- 33 富田家文書（同上2571号、53頁）。
- 34 当時の西上野の情勢については、栗原修「武田勝頼の上野支配」（前掲『武田勝頼のすべて』所収）、同「武田氏の吾妻地域計略と真田氏」「武田氏の箕輪領支配」「武田氏の上野支配と真田昌幸」（前掲同『戦国期上杉・武田氏の上野支配』所収）など参照。
- 35 この時は「十五以後六十已前之輩」に対し「廿日之滞留」が命じられているが、その前提として「武勇之輩」が出されず「夫丸等」が出され「失外聞」という事情があった（『戦国遺文 武田氏編 第四巻』2837～2839号、同164～166頁）。前掲柴「武田勝頼の駿河・遠江支配」など参照。
- 36 天正5年3月8日付 武田家禁制（文永寺文書（同上2781号、137頁））、同年3月20日付 武田家禁制写（長野県立図書館所蔵「旧記集」（同2787号、139頁））、同年5月29日付 武田家朱印状（補陀寺文書（同2812号、155頁））、同年6月10日付 武田家朱印状（深向院文書（同2816号、157頁））、同武田家朱印状写（松雲院旧蔵文書（同2817号、同左））、同年6月27日付 武田家禁制（矢島家文書（同2823号、159頁））、同年7月16日付 穴山信君判物（長福寺文書（同2831号、162頁））、同年8月27日付 武田勝頼判物（平賀家旧蔵文書（同2860号、175頁））、同年11月2日付 武田家禁制（宝泰寺文書（同2882

号、182頁))、同年11月6日付 武田家禁制(長福寺文書(同2887号、184頁))、
同年12月27日付 某家禁制写(森町史編さん室所蔵写真(同2909号、193頁))。

37 同上2935～2941号、243～245頁。

38 同上2909号、193頁。

39 註1・20所掲文献参照。